

目黒区登録業者の指名停止措置について

番号	事業者名	所在地	指名停止期間	理由	措置基準
1	富士通㈱	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	平成28年8月3日から 平成29年5月2日まで (9か月間)	東京電力ホールディングス株式会社が発注した特定電力保安通信用機器の製造販売業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたため。	基準別表第2 2(2) ※第4条第3項第1号 による短縮
2	日本電気㈱	東京都港区芝五丁目7番1号		東京電力ホールディングス株式会社が発注した特定電力保安通信用機器の製造販売業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反事実の認定が行われたため。	